

長崎県公立大学法人教育研究評議会規程

〔平成 17 年 4 月 1 日
規 程 第 3 号〕

改正 平成 20 年 4 月 1 日規程第 27 号
改正 平成 24 年 4 月 1 日規程第 6 号
改正 平成 30 年 3 月 7 日規程第 22 号
改正 令和 2 年 3 月 10 日規程第 23 号
改正 令和 4 年 3 月 10 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第 29 条の規定に基づき、教育研究評議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の選出)

第 2 条 定款第 21 条第 2 項第 4 号で規定する教育研究上の重要な組織の長は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域創生研究科長
- (2) 地域創生研究科地域創生専攻長
- (3) 地域創生研究科地域社会マネジメント専攻長
- (4) 地域創生研究科情報工学専攻長
- (5) 地域創生研究科人間健康科学専攻長
- (6) 佐世保校附属図書館長
- (7) シーボルト校附属図書館長

一部改正 [令和 4 年 規程第 2 号]

2 定款第 21 条第 2 項第 5 号で規定する教育研究上の組織は、附属図書館とする。

一部改正 [平成 20 年 規程第 27 号、平成 30 年 規程第 22 号、令和 2 年 規程第 23 号]

(任期等)

第 3 条 定款第 21 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 定款第 21 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第 4 条 教育研究評議会は、原則として、毎月 1 回開催するほか、必要に応じて、定款第 22 条の規定により学長が招集する。

(議長の職務代理)

第 5 条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第 6 条 議長が必要と認めたときは、教育研究評議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第 7 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

追加 [平成24年規程第6号]

(事務)

第8条 教育研究評議会の事務は、長崎県立大学事務局総務課及びシーボルト校事務局総務企画課において処理する。

一部改正 [平成20年規程第27号]

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第27号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の長崎県公立大学法人教育研究評議会規程（平成17年規程第3号）は、定款附則第2項に定める長崎県立大学及び県立長崎シーボルト大学が存続する間、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年4月1日規程第6号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日規程第22号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日規程第23号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月10日規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。